

生駒市学研高山地区に係る調査結果まとめ

【大気質】（調査地点、項目、図：資料7 P1～2 調査結果：P17～19）

一般環境大気質調査として高山サイエンスプラザ屋上で毎月測定及び自動車排ガスの沿道調査を国道 163 号線と市道芝・庄田線の交差点東詰めで年 1 回測定（7 日間連続大気汚染測定）している。（P2 図 大気質調査地点）

一般環境大気質調査では、窒素酸化物、硫黄酸化物の測定値は、月ごとの期間平均値になることから環境基準とは測定方法が異なり、単純に比較できないが、全ての測定月において環境基準を下回った。

また、自動車排ガスの沿道調査については、環境基準項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質）の全てにおいて、環境基準を大幅に下回り、生活環境の保全が維持された。

【河川及び調整池】（調査地点、項目、図：資料7 P1、3 調査結果：P21～28）

河川及び調整池の調査は西浦川、山田川、調整池で生活環境項目を年 4 回、調整池で「人の健康の保護に関する環境基準項目」の調査を年 1 回行った。

調査結果について、西浦川では、化学的酸素要求量が5月に 7.3 で農業用水基準より高いときもあったが、過年度の最大値よりは低かった。

山田川では、水素イオン濃度が 7.4～7.9、農業用水基準より高いときもあったが、過年度の最大値よりは低かった。

調整池では、水素イオン濃度が 7.5～9.0、化学的酸素要求量が8月に 6.3で農業用水基準より高かったが、過年度の最大値より低かった。また、「人の健康の保護に関する環境基準項目」の全てにおいて基準を満足した。

水素イオン濃度については、藻類の光合成により、水中の二酸化炭素を藻類が取り込んで数値が上昇したものと考えられ、山田川、調整池とも過年度値（P23～25）の範囲内に収まっていることから、特に異常はなかった。

【井戸水】（調査地点、項目、図：資料7 P1、3 調査結果：P30～32）

調査結果については、3ヶ所の井戸で年 1 回の調査を実施し、農業用水基準の項目については全ての井戸で基準を満足した。（農業利用があるため）

水道水の水質基準と比較した場合は、全ての井戸で鉄とマンガンの2項目が基準値を超過していました。

<奈良先端科学技術大学院大学に係る調査>

【実験排気】（資料7 P36～37）

実験室からの排気口直下と屋上排気口の 2 ヶ所で毎月1回、大腸菌群と一般細菌の調査を実施した。大腸菌群については検出しなかった。一般細菌については0～2 個/皿であり過年度の調査結果の範囲内で特に異常はなかった。

【実験排水】（資料7 P38）

モニター槽（排水管理モニターで水質監視行っている槽）流入直前において毎月1回、水素イオン濃度、大腸菌群数、一般細菌、遊離残留塩素の調査を行った。

水素イオン濃度は6.6～7.4、大腸菌群数は0～8 個/mL、一般細菌は20～9,600 個/mL、遊離残留塩素は0.1～1.0mg/L であり、過年度調査結果の最大値を大幅に下回り異常はなかった。

【RI(放射性同位元素)の排気及び排水関係】（資料7 P39）

空間線量率は41 地点において毎月1回の測定を行い、法令規制値を超える値はなかった。排気口放射能濃度は γ 線、 β (γ)線、ヨウ素について常時監視をおこなっており、法令規制値を超える値はなかった。

また、希釈槽放射能濃度については排水時に行なっており、法令規制値を超える値はなかった。

<参天製薬株式会社に係る調査>

【実験排気】（資料7 P40）

実験排気の細菌調査（大腸菌群、一般細菌）を排気口直下で毎月1回行った。大腸菌群は検出せず、一般細菌については0～3 個/皿の検出がみられたが、過年度の調査結果の範囲内であった。

【実験排水】（資料7 P41）

実験排水の消毒状態を確認するため、水素イオン濃度、大腸菌群数、一般細菌、遊離残留塩素の調査を処理水槽流入前において毎月1回行った。水素イオン濃度は6.5～7.1、大腸菌群数は0～32 個/mL、一般細菌は3～4600 個/mL、遊離残留塩素は0.2～0.6mg/L の範囲で、過年度の調査結果の範囲内であった。

【RI(放射性同位元素)の排気及び排水関係】（資料7 P42）

空間線量率は31 地点において毎月1回測定を行い、異常はみられなかった。排気口放射能濃度は β 線について3 箇所常時監視をおこなっており、月ごとの平均値は全て下限値未満であった。

【ボイラー排ガス】（資料7 P43）

ダスト濃度と窒素酸化物濃度等を5箇所において年2回（7月、1月）調査を行い、ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物濃度の排出基準以下でボイラーは適性に管理されていた。

【騒音・振動】（資料7 P43）

工場の敷地境界における工場から発生する騒音レベル、振動レベルの測定を実施し、騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（生駒市告示第62号平成24年4月4日）及び振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（生駒市告示第66号平成24年4月4日）から、朝、昼間、夕、夜間の騒音規制基準値及び昼間、夜間の振動の規制基準値のすべてにおいて基準値以下であった。

〈上六印刷㈱に係る測定〉

【悪臭項目】（資料7 P44）

上六印刷㈱が敷地境界2ヶ所において年1回、悪臭物質及び臭気濃度を調査し、その結果について、表5.1.2に示した。

特定悪臭物質では、悪臭防止法の規定に基づく悪臭規制基準のうち3物質（酢酸エチル7ppm、トルエン30ppm、キシレン2ppm）とも基準値以下で臭気指数も奈良県の臭気指数の基準値（20）以下であった。

【騒音・振動項目】（資料7 P44）

工場の敷地境界における工場から発生する騒音レベル、振動レベルの測定結果を5.2.2に示した。騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（生駒市告示第62号平成24年4月4日）及び振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（生駒市告示第66号平成24年4月4日）から、朝、昼間、夕、夜間の騒音規制基準値及び昼間、夜間の振動の規制基準値のすべて基準値以下であった。

〈㈱バーレープラスに係る調査〉

【排ガス項目】（資料7 P45）

ディッピング（熱した金型をポリ塩化ビニール等の樹脂槽に浸して樹脂を成型する工程）の排気排出口の排ガス測定結果は、全ての項目で大気汚染防止法に係る排出基準値以下だった。

【悪臭項目】 (資料7 P47～48)

ディッピング総合排気ダクト排出口及び敷地境界において測定を実施し、その測定結果を表 6.2.2 及び表 6.2.3 に表した。

悪臭防止法の規定に基づく悪臭規制基準 22 物質及び奈良県の臭気濃度の基準すべてにおいて基準値以下であった。

【水質項目】 (資料7 P49)

事業所敷地に降った雨水の集まる最終枡の水質についての測定結果は、全て基準値以下であった。

【騒音・振動項目】 (資料7 P50)

工場の敷地境界における工場から発生する騒音レベル、振動レベルの測定結果から、朝、昼間、夕、夜間の騒音規制基準値及び昼間、夜間の振動の規制基準値のすべて基準値以下であった。

【基準を満足しなかった地点及び項目】

調査対象	地 点	項 目	測定月	測定値	農業用水 基準
河川及び 調整池	西浦川	化学的酸素要求量	5月	7.3	6以下
	山田川	水素イオン濃度	8月	7.6	6.0～7.5
			11月	7.9	
			2月	7.6	
	調整池	水素イオン濃度	8月	9.0	6.0～7.5
			11月	8.1	
			2月	7.9	
化学的酸素要求量		8月	6.3	6以下	
調査対象	地 点	項 目	測定月	測定値	水道水 基準値
井戸水	No.1 井戸	鉄及びその化合物	8月	4.0	0.3以下
		マンガン及びその化合物		0.2	0.05以下
	No.2 井戸	鉄及びその化合物		1.9	0.3以下
		マンガン及びその化合物		0.31	0.05以下
	No.3 井戸	鉄及びその化合物		2.0	0.3以下
		マンガン及びその化合物		0.25	0.05以下

※農業用水基準：農業用水の要望水質（水稻）で水稻に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準で法的拘束力はないが水稻の正常な生育のため望ましいかんがい用水の指標